

(第50号)

2018年5月15日

民権連通信

民主主義と人権を守る府民連合（民権連）

〒556-0024 大阪市浪速区塩草 2-2-31

TEL (06) 6568-2031 fax (06)6568-2047

3月30日付けで民権連羽曳野支部が提出した要望書に対する回答が寄せられました。

民主主義と人権を守る府民連合

羽曳野支部 支部長 石田 清美様

羽曳野市長 北川 嗣雄

羽曳野市公共施設等総合管理計画アクションプランに係る 実施計画及び資料説明についての要望書に対する回答。

2018年3月19日付け、要望書について下記のとおり回答いたします。

記

- 1、全体的な事業計画及び進捗状況と規模について明らかにすること。
 - ・市営向野住宅は、昭和40年代に建設されたものが多く、現在の耐震基準を満たしていません。現在の計画は、未耐震化棟の入居者が安全で安心して生活が出来るように集約建替を行うものです。
 - ・進捗状況は、未耐震化入居者への意向調査を終了し、集約を行っているところです。今後、集約した意見も参考に基本計画に取組んでいきたいと思っています。
- 2、直近の管理棟数と戸数、入居世帯数、空家戸数を明らかにすること。
 - ・管理棟数：19棟、管理戸数：396戸、入居世帯数：200世帯、空家戸数：196戸
- 3、耐震化済棟数とその戸数、及び未耐震化棟数とその戸数を明らかにすること。
 - ・耐震化済棟数：8棟 150戸、未耐震化棟数：11棟 246戸
- 4、前項3による入居戸数を棟別に明らかにすること。
 - ・別紙参照
- 5、現在、入居されている方に対する説明会、意見・要望等についてどのように反映されるのか明らかにすること。
 - ・未耐震化住宅に入居者には、各住宅の集会所で説明会の開催と個別訪問による事業説明及び意向調査を行っております。
 - ・意見・要望等については、本事業に反映できるよう市民参画型を基本として取組んでまいります。
- 6、現在、向野市営住宅の管理を「人権協会」に委託されているが、事務内容を明らかにするとともに、車地住宅と同様に市の直営で運営すること。

- ・委託事業は、入居適正化、家賃納入指導、共同施設管理です。
- ・事業内容は、無断入居の確認、長期不在、模様替えなど定期的なパトロールの実施、入居者からの相談に応じて、適正な入居を促進するための管理事務です。
不適正入居については、昭和 56 年度には約 140 件であったが現在では、約 10 件と着実に減少し、顕著に成果が出ています。
- ・車地住宅との違いは、施設の老朽化（未耐震を含む）や独居高齢化が進んでいることなどがあり、行政の力では不足する面を補完する業務と位置づけております。
- ・また、この業務は、夜間及び土曜日も対応可能で緊急時など迅速な対応と安否確認など人命に関わる危機現象に素早い対応と市ではわからない個人情報により、安否を確認することができ入居管理については高く評価しています。 以上

<4月12日 八尾市民会議 要求書を提出>

八尾市長 田中 誠太様

民主主義と教育を守り同和行政を

終わらせる八尾市民会議 代表 永井 貴美子

部落問題の解決と公正・民主的な行政を求める要求書

記

- 1、憲法で規定されている基本的人権をすべての市民に保障する立場にたった真に市民の人権を尊重する行政を推進すること。
- 2、2002年3月末に同和特例法が失効し、「同和地区」がなくなり、同和対策事業が終了したもとの、「人権」の名による同和関係団体の特別扱いをやめ、同和行政を完全に終結すること。
- 3、「八尾市同和事業促進協議会」を改組・改名した「八尾市人権協会」に対する八尾市からの運営助成（平成28年度937万円。人権協会の人件費や事務所経費などに支出）をやめること。
- 4、「差別の対象とされる『同和地区』は、今なお存在している」という誤った認識にもとづく「差別事象等発生時の対応について」のマニュアルを廃止すること。
- 5、「八尾市同和问题協議委員会」「八尾市差別事象連絡・検討会議」を廃止すること。
- 6、行政が出張所等公共施設を窓口として行っている市民相談事業について民間団体である「八尾市人権協会」等への委託をやめること。
- 7、同和問題をとりあげた市民の内心やプライバシーを侵害するような「人権意識調査」をやめること。
- 8、「部落差別の解消に関する法律」及び附帯決議を遵守して行政施策のあたること。法の拡大解釈や悪用に対して毅然と対処すること

質問事項（案）

- 1、八尾市が八尾市人権協会に委託している出張所を窓口とした市民相談事業について、各出張所の相談員の配置状況や勤務形態はどうなっていますか。
昨年1年間の各月の相談件数や相談内容はどうなっていますか。
相談者のプライバシーにかかわる相談記録の管理はどうしていますか。
八尾市が支出している八尾市人権協会への委託料は年間いくらですか。その算出根拠はどうなっていますか。
- 2、八尾市の市営住宅入居の選考基準はどのようになっていますか。
八尾市として市営住宅および集会所・駐車場の管理や家賃、駐車料の徴収は、どの団体に委託していますか。
委託の条件、委託金額はどうなっていますか。
駐車料金の徴収、駐車場の利用状況はどうなっていますか。
家賃や駐車料金の滞納状況とその対応はどうしていますか。

平成30年度大阪府同和問題解決推進審議会 開かれる（4／23）

4月23日（月）大阪府同和問題解決推進審議会が開かれました。議題は「同和問題に関する人権相談及び人権啓発にかかる取組み」として、大阪府から資料1（同和問題をめぐる状況と大阪府の取組み）、資料2（人権相談、人材養成、人権啓発の三位一体の取組み）、資料3（大阪府における人権相談の取組み）、資料4（大阪府における人材養成の取組み）、資料5（大阪府における人権啓発の取組み）、資料6（大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例の運用及び周知・啓発）の報告を受け、審議が行われました。

谷口正暁民権連委員長は、①「部落差別の解消の推進に関する法律」及び衆参附帯決議を遵守すること、②「過去の民間運動団体の行き過ぎた言動」については大阪は全国に突出していた事実、この反省にたって今後の施策を行うこと、③人権相談、人材養成、人権啓発については、かつての「府同促・窓口一本化」方式が完全に払拭されず、形を変えた「特別対策」とも言うべきものであり、その是正を強く求める、④「興信所条例」は今日の部落問題解決の到達点から見ても差別的な「条例」になっている、廃止すべき等の発言を行いました。

民権連第15回定期大会

日時 6月10日（日）13:30～16:30

場所 きつがわ医療生協会館（民権連事務所）

大阪市浪速区塩草2丁目31（TEL 06-6568-2031）

<第一部>第15回定期大会

<第二部>懇親会

